

「社会福祉充実計画」について

社会福祉充実計画について

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなるが、所轄庁は事業区域の需要及び供給に照らして適切ではない点がないか(著しく合理性を欠くものではないか)といった観点から審査を行う。具体的には、
 - ① 短期の計画(3年程度)であれば自治体計画(介護保険事業(支援)計画等)との整合性の確認
 - ② 長期の計画(5年程度)であれば、事業実施を予定している地域の人口推計等を踏まえて著しく合理性を欠くものではないかの確認等を行う。

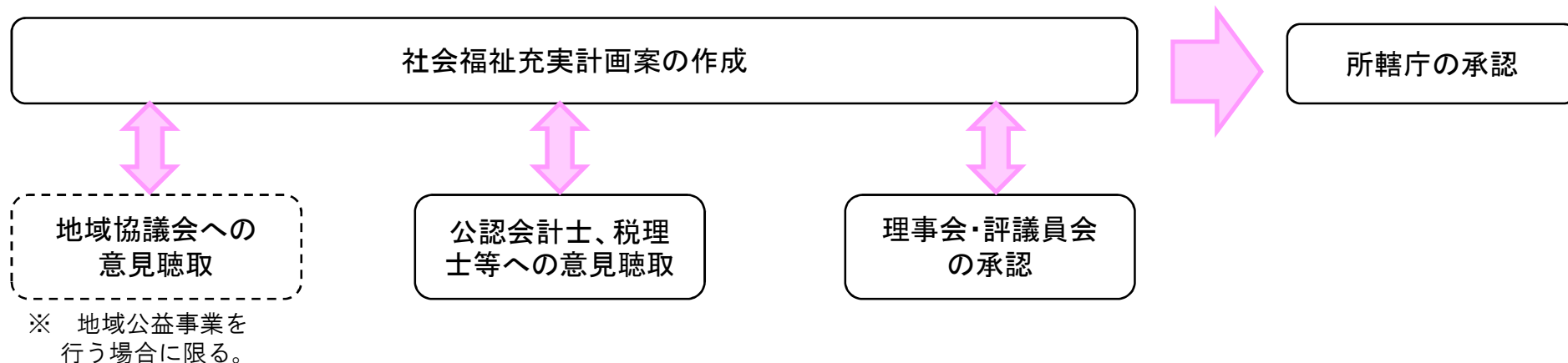
1. 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

- ◆ 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について、検討し、行う事業を記載する。

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

2. 社会福祉充実計画の作成手続

◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



3. 計画の記載内容

◆ 計画の記載内容は、法律上の以下のとおり規定がされているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実財産の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項（案）
① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容 ② 事業区域 ③ 社会福祉充実事業の事業費 ④ 社会福祉充実財産の規模 ⑤ 計画の実施期間 ⑥ その他厚生労働省令で定める事項	① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報 ② 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果 ③ 資金計画 ④ 事業費積算（概算） ⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等

4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則として、5年間の範囲で、毎年度の社会福祉充実財産の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合には、その理由を計画上に明記した上で、計画期間を最長10年間まで延長することができるものとする。

※ また、社会福祉充実財産の全額を計画期間内に活用することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合（例えば、建物の建替を行った直後であって、最長10年間の計画期間では社会福祉充実財産を有効に活用できない場合など）には、例外的に、社会福祉充実財産の全額ではなく、その一定割合の活用を内容とする計画を策定することができるものとする。

- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

5. 計画の変更手続

- ◆ 計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。
- ◆ また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。
- ◆ なお、軽微な変更の範囲については、各法人における事務手続が円滑になるよう、計画に位置付けられる事業内容に大幅な変更を及ぼさないことを前提に、以下のような整理とする。

	変更承認事項		変更届出事項	
		考え方		考え方
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規事業の追加 ○ 対象者や支援内容等の追加など事業内容の大幅な変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容について、改めて関係者への意見聴取、法人内部での意思決定を行う必要性が高いため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容の大幅な変更は行わずに、事業規模や資金計画、事業費の変更を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に該当しないため。
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 右記以外の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に係る関係者の期待権に大きな影響を及ぼすものであるため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合 	
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業実施年度の変更を行う場合 ○ 事業実施期間の変更を行う場合 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合 	
社会福祉 充実財産 関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の社会福祉充実財産が一定割合を超えて増減する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・右記に該当しないため。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各年度の社会福祉充実財産が一定割合で増減する場合 	<p>(注)一般的な補助金の取扱いとして、20%の範囲内であれば、自由に事業間の流用が可能とされている。</p>
その他			<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人の基本情報を変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更を必要とするものであるため。

社会福祉充実計画記載のイメージ

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人社会・援護会					
法人の主たる所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2					
連絡先	03-3595-2616					
計画作成年月日	平成29年6月1日					
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	平成29年6月10日					
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日	平成29年6月20日					
評議員会の承認年月日	平成29年6月29日					
本計画の対象となる社会福祉 充実財産(単位:千円)	財産総額 (平成28年度 末現在)	1年目 (平成29年度 末現在)	2年目 (平成30年度 末現在)	3年目 (平成31年度 末現在)	4年目 (平成32年度 末現在)	5年目 (平成33年度 末現在)
	100,000千円	80,000千円	60,000千円	40,000千円	20,000千円	0千円
本計画の対象期間	平成29年8月1日～平成34年3月31日					

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1年目	職員育成事業	社会福祉事業	新規	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	新規	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
2年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
3年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
4年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
5年目	職員育成事業	社会福祉事業	—	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修の受講費用を補助する。	無	5,000千円
	単身高齢者のくらしの安心確保事業	地域公益事業	—	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	無	15,000千円
	小計					
合計						100,000千円

3. 社会福祉充実財産の用途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業 (小規模事業)	重度利用者の増加を踏まえ、職員の資質向上を図る必要性があるため、職員の資格取得を支援する取組を行うこととした。
② 地域公益事業	当法人が運営する地域包括支援センターなどに寄せられる住民の意見の中で、孤立死防止の観点から、日常生活上の見守りや生活支援に対するニーズが強かったため、こうした支援を行う取組を行うこととした。
③ ①及び②以外の公益事業	①及び②の取組を実施する結果、社会福祉充実財産は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	
職員育成事業	計画期間における事業費合計	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円	
	財源構成	社会福祉充実財産	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	25,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計	
単身高齢者の くらしの安心確 保事業	計画期間における事業費合計	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	75,000千円	
	財源構成	社会福祉充実財産	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	15,000千円	75,000千円
		補助金						
		借入金						
		事業収益						
		その他						

5. 事業の詳細

事業名	職員育成事業	
主な対象者	当法人に在籍5年以上の職員	
想定される対象者数	50人	
事業の実施地域	—	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の職員の資質向上を図るため、全国団体が実施する研修受講費用を補助する。	
事業の実施スケジュール	1年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	2年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	3年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	4年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
	5年目	職員10人を対象に費用助成を実施。
事業費積算 (概算)	50万円×職員10人(単年度)×5か年=2,500万円	
	合計	25,000千円(うち社会福祉充実財産充当額25,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	—	

事業名	単身高齢者のくらしの安心確保事業	
主な対象者	千代田区内在住の介護保険サービスを受けていない単身高齢者	
想定される対象者数	1,000人	
事業の実施地域	千代田区内	
事業の実施時期	平成29年8月1日～平成34年3月31日	
事業内容	当法人の訪問介護員が要介護認定を受けていない単身高齢者宅を週に2回訪問し、社協等と連携しながら、日常生活上の見守りや相談支援、生活援助を行う。	
事業の実施スケジュール	1年目	・社協等と連携し、事業の実施体制、対象者の要件等を検討。 ・事業の利用希望者の募集
	2年目	・利用者に対する支援の実施
	3年目	・利用者に対する支援の実施
	4年目	・利用者に対する支援の実施
	5年目	・利用者に対する支援の実施 ・地域支援事業等へのつなぎ
事業費積算 (概算)	人件費800万円(単年度)×5か年=4,000万円 旅費200万円(単年度)×5か年=1,000万円 賃料100万円(単年度)×5か年=500万円 光熱水費20万円(単年度)×5か年=100万円 その他事業費280万円(単年度)×5か年=1,400万円 初度設備購入費500万円	
	合計	75,000千円(うち社会福祉充実財産充当額75,000千円)
地域協議会等の意見とその反映状況	単身高齢者に対する必要な支援として、ゴミ出しや買物など、日常生活上の生活援助に対するニーズが強かったため、事業内容に反映した。	